

奈良県営競輪場再整備・運営事業に関する基本契約書（案）

- 1 事業名称 奈良県営競輪場再整備・運営事業
- 2 事業場所 奈良県奈良市秋篠町 98 番地
- 3 事業期間 再整備・運営事業契約の本契約成立日から令和●年●月●日まで

上記の事業（以下「本事業」という。）について、奈良県（以下「県」という。）と、[]（以下「競輪場運営事業者」という。）、[]、[] 及び []（以下、競輪場運営事業者及びこれらの企業を個別に又は総称して、「事業者」という。）は、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

本事業について、県及び事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この基本契約は、設計施工一括請負契約及び競輪場維持管理業務・運營業務等委託契約と不可分一体として再整備・運営事業契約を構成するが、この基本契約は仮契約であって、設計施工一括請負契約について奈良県議会の議決を得た日に本契約として成立することを確認する。ただし、このことについて奈良県議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約を無効とし、その場合において、県は一切の責任を負わない。

基本契約締結の証として本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

仮契約の日 令和●年●月●日

本契約成立日（奈良県議会の議決日）

奈良県

奈良県知事

事業者

競輪場運営事業者

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】 印

●●企業

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】 印

●●企業

【住所】

【商号】

【代表者の役職及び氏名】 印

目次

第1条（目的）	4
第2条（用語の定義）	4
第3条（本事業の趣旨の尊重及び遵守事項）	4
第4条（規定の適用関係）	4
第5条（秘密の保持）	4
第5条の2（個人情報の保護等）	5
第6条（共通事項）	6
第7条（基本契約の有効期間）	6
第8条（基本契約の変更）	6
第9条（要求水準書の変更）	7
第10条（債務不履行）	7
第11条（権利義務の譲渡等）	7
第12条（本事業の概要）	7
第13条（事業者が締結すべき契約）	8
第14条（事業者の役割等）	8
第15条（事業統括管理業務）	9
第16条（競輪場再整備業務）	9
第17条（競輪場維持管理業務・競輪場運営業務）	9
第18条（談合その他不正行為による解除）	9
第19条（準拠法及び管轄裁判所）	11
第20条（解釈）	11

別紙1 用語の定義

別紙2 個人情報取扱特記事項

別紙3 日程表

第1条（目的）

基本契約は、県及び事業者が相互に協力して連携を図り、本事業を適正かつ確実に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条（用語の定義）

1. 基本契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるものとする。
2. 基本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、基本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条（本事業の趣旨の尊重及び遵守事項）

1. 事業者は、本事業が自転車競技法（昭和23年法律第209号）に基づいて県が実施する競輪事業の一部として実施するものであり、当該収益をもって県の財政に貢献するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
2. 県は、本事業が競輪事業における安定的な収益の確保に向けて民間の経営能力及び技術的能力の活用を図り、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。
3. 県及び事業者は、本事業の実施にあたり、競輪事業における安定的な収益の確保に向けて相互に協力するとともに十分に連携を図りながら対応しなければならないものとする。

第4条（規定の適用関係）

基本契約、再整備・運営事業契約（基本契約を除く。以下、本条において同じ。）、公募資料等、企画提案書の間には齟齬がある場合、基本契約、再整備・運営事業契約、公募資料等、企画提案書の順にその解釈が優先するものとする。企画提案書の内容が、公表資料等で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して企画提案書が公表資料等に優先するものとする。また、基本契約、再整備・運営事業契約間に齟齬がある場合、設計施工一括請負契約及び競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約よりも基本契約の解釈が優先するものとする。

第5条（秘密の保持）

1. 県及び事業者は、本事業及び再整備・運営事業契約の履行に関して相手方当事者から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し、かつ責任をもって管理し、再整備・運営事業契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、再整備・運営事業契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方当事者の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2. 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。とう
 - (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による再整備・運営事業契約上の義務違反によることなく公知となった情報。
 - (2) 相手方当事者から開示されるよりも前に自らが正当に保持していたことを証明できる情報。
 - (3) 相手方当事者から開示された後に県及び事業者のいずれの責にも帰すことのできない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 県及び事業者が、再整備・運営事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報。
3. 第1項の定めにかかわらず、県及び事業者は、次の各号に掲げる場合は相手方当事者の承諾を要することなく、秘密情報を開示することができるものとする。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合。
 - (2) 奈良県情報公開条例などの法令等に従い開示が要求される場合。
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合。
 - (4) 県又は事業者が本事業に関連して業務を委託した事業者等に対して再整備・運営事業契約と同等の秘密保持義務を課して開示する場合。
 - (5) 県が本事業を事業者以外の第三者に委託する、又は請け負わせる場合の当該第三者に開示する場合又はかかる第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合。

第5条の2（個人情報の保護等）

1. 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月奈良県条例第19号）及びその他個人情報の保護に関するすべての関係法令等に定めるもののほか、別紙2を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知った個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。
2. 事業者は、奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例及び県の定めるその他個人情報の保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
3. 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
4. 事業者若しくは第三者が前各項の義務に違反したこと、又は事業者若しくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、県が損害を被った場合、事業者は県に対し損害を賠償するとともに、県が必要と考える措置をとらなければならない。

第6条（共通事項）

1. 再整備・運営事業契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、指示、要請、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、県が必要と認めた場合には、この限りではない。
2. 再整備・運営事業契約の履行に関して県及び事業者の間で用いる言語は、日本語とする。
3. 再整備・運営事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
4. 再整備・運営事業契約に基づく金銭債務の額は、円を最低額の単位として算定し、当該単位に満たない端数はこれを切り捨てる。
5. 再整備・運営事業契約の履行に関して県及び事業者の間で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
6. 再整備・運営事業契約の履行に関する期間の定めについては、再整備・運営事業契約に別途定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
7. 再整備・運営事業契約の履行に関して県及び事業者の間で用いる時刻は日本標準時とする。
8. 再整備・運営事業契約で定められている法令等が改正（新たな制定を含む。）された場合には、法令等が特に定める場合を除き、当該改正された法令等が再整備・運営事業契約に適用されるものとする。

第7条（基本契約の有効期間）

1. 基本契約の有効期間は、基本契約が本契約となったときから、理由の如何を問わず本事業が終了した日又は令和17年3月31日のいずれか早い方の日に終了するものとする。
2. 本事業の事業日程は、別紙3に示す。

第8条（基本契約の変更）

1. 県又は事業者は、基本契約を変更する必要があると認めるときは、事業者においては競輪場運営事業者を通じて変更内容を記載した書面を相手方に通知し、その変更を請求することができるものとする。
2. 県又は事業者は、相手方から前項に定める書面を受領した場合は、基本契約の変更案について協議を行うものとする。
3. 前項における県と事業者との間における協議が調わない場合は、県が合理的な内容を定めるものとし、事業者はこれに従わなければならない。
4. 基本契約の変更は、県及び事業者の書面による合意によらない限り、効力を生じないものとする。

第9条（要求水準書の変更）

1. 県は、要求水準書の内容を変更する場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応について協議を行った上で変更するものとする。
2. 事業費が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②再整備・運営事業契約若しくは公募資料等の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により、増加費用又は損害が発生した場合の取扱いは、要求水準書の変更内容に応じて、設計施工一括請負契約又は競輪場維持管理業務・運營業務等委託契約の規定に従う。

第10条（債務不履行）

基本契約の各当事者は、基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。この場合において、事業者のいずれかの債務不履行に起因して、県に損害を与えた場合には、事業者は、県に対して、連帯してその損害の一切を賠償するものとする。

第11条（権利義務の譲渡等）

県及び事業者は、他の当事者の承諾なく、基本契約上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第12条（本事業の概要）

1. 事業者が本事業において実施する業務は、再整備・運営事業契約、要求水準書及び企画提案書に定める次の各号に掲げる各業務又は本事業の全て、これら各業務又は本事業の実施に係る資金調達、これら各業務又は本事業若しくは各業務に付随又は関連する一切の業務により構成されるものとする。
 - (1) 事業統括管理業務
 - (2) 競輪場再整備業務
 - ・ 建築設計業務
 - ・ 工事監理業務
 - ・ 施工業務
 - (3) 競輪場維持管理業務・競輪場運營業務
 - ・ 開催業務

- ・ 事務業務
- ・ 競輪の運営に係る提案した事項に係る業務

(4) 付帯事業

2. 事業者は、公募資料等及び企画提案書に従って、本事業を遂行する。

第13条（事業者が締結すべき契約）

事業者は、本事業に関し、県との間で、次の各号所定の各契約を締結する。

- (1) 県及び設計施工 JV は、設計施工一括請負契約を締結する。
- (2) 県及び競輪場運営事業者は、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約を締結する。
- (3) 県及び奈良県営競輪場に係る命名権を希望する者は、県の別途指示する様式によるネーミングライツに係る契約書を締結する。

第14条（事業者の役割等）

1. 本事業の実施において、事業者は県との間で書面により別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定める役割及び義務を負うものとする。
 - (1) 競輪場運営事業者は、代表企業として、基本契約、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書の定めるところにより事業者を代表し、事業統括管理業務を履行するために必要な一切の手段を自らの責任において定め、県からの委託を受けて事業統括管理業務を実施し、また、当該業務につき適正かつ確実に実施するための一切の責任を負うものとする。
 - (2) 競輪場再整備業務は、設計施工 JV が県からの発注を受けてこれを行う。
 - (3) 設計企業は、設計施工 JV の内部的な役割分担の取り決めにより、基本契約、設計施工一括請負契約、公募資料等及び企画提案書に従って、建築設計業務を実施する。
 - (4) 工事監理企業は、設計施工 JV の内部的な役割分担の取り決めにより、基本契約、設計施工一括請負契約、公募資料等及び企画提案書に従って、工事監理業務を実施する。
 - (5) 建設企業は、設計施工 JV の内部的な役割分担の取り決めにより、基本契約、設計施工一括請負契約、公募資料等及び企画提案書に従って、施工業務を実施する。
 - (6) 競輪場維持管理業務・競輪場運営業務は、競輪場運営事業者が県からの発注を受けてこれを行う。
 - (7) 競輪場運営事業者は、基本契約、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書に従って、競輪場維持管理業務・競輪場運営業務を実施する。
2. 事業者は、再整備・運営事業契約に基づき受託し又は請け負った業務に関し、合理的に必要と認められる部分につき、再整備・運営事業契約に定めるところに従って、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

第15条（事業統括管理業務）

1. 競輪場運営事業者は、県との間で競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約締結後速やかに、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書に基づき、事業統括管理業務を実施する。
2. 前項のほか、本事業における事業統括管理業務の実施については競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書に定めるとおりとする。

第16条（競輪場再整備業務）

1. 設計施工JVは、県との間で設計施工一括請負契約の締結後速やかに、競輪場再整備業務に着手し、設計施工一括請負契約、公募資料等及び企画提案書に定める競輪場再整備業務の成果物を完成させて県に引き渡すものとする。
2. 前項のほか、本事業における競輪場再整備業務の実施については、設計施工一括請負契約、公募資料等及び企画提案書に定めるとおりとする。

第17条（競輪場維持管理業務・競輪場運営業務）

1. 競輪場運営事業者は、県との間で競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約の締結後速やかに競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の開始準備に着手し、競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書に定める競輪場維持管理業務・競輪場運営業務を令和9年度4月1日から滞りなく実施する。
2. 前項のほか、本事業における競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の実施については競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約、公募資料等及び企画提案書に定めるとおりとする。

第18条（談合その他不正行為による解除）

1. 県は、次の各号のいずれかの事由が本事業の事業者選定手続に関して生じたときは、基本契約を解除し、再整備・運営事業契約（基本契約を除く。以下、本項において同じ。）も解除することができる。ただし、事業者のうち、競輪場運営事業者以外の者が以下の事由に該当した場合であって、県が別途指定する期間内に当該事業者を変更し、企画提案書の継続性を担保するために必要な措置を講じた場合を除く。
 - (1) 再整備・運営事業契約に関し、公正取引委員会が事業者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (2) 再整備・運営事業契約に関し、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。
 - (3) 再整備・運営事業契約に関し、公正取引委員会が事業者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。
 - (4) 事業者の役員又はその使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第

198 条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

- (5) 事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。
 - (6) 事業者の役員又はその使用人その他の従事者（以下「役員等」という。）が、暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (7) 事業者において暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (8) 事業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどの行為をしたと認められるとき。
 - (9) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (10) 事業者が下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者との契約を締結したと認められたとき。
 - (11) 事業者のいずれかが第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請負契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第 6 号に該当する場合を除く。）に、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
2. 前項の場合において、再整備・運営事業契約が解除又は不締結になるか否かを問わず、事業者は、連帯して、提案金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する額を、県への違約金として支払う。
 3. 県は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、基本契約を解除し、全ての再整備・運営事業契約も解除することができる。ただし、事業者のうち、競輪場運営事業者以外の者が以下の事由に該当した場合であって、県が別途指定する期間内に当該事業者を変更し、企画提案書の継続性を担保するために必要な措置を講じた場合を除く。
 - (1) 事業者が基本契約のいずれかの規定に違反した場合において、県が相当の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該是正期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (2) 基本契約以外の再整備・運営事業契約が解除されたとき。
 4. 事業者の責めに帰すべき事由により、基本契約及び再整備・運営事業契約が解除された場合（第 1 項に基づき解除された場合を除く。）、事業者は、連帯して、提案金額（地方消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として県に支払う

義務を負う。ただし、基本契約以外の再整備・運営事業契約に基づき違約金が支払われた場合を除く。

5. 第2項及び前項の違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、前項の事由により県が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について県が事業者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる事業者の損害賠償債務も連帯債務になるものとする。
6. 次の各号に掲げる者が基本契約を解除した場合は、第3項第1号に該当する場合とみなす。
 - (1) 事業者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 事業者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 事業者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第19条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 基本契約は日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。
2. 基本契約に関する紛争又は訴訟については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（解釈）

基本契約に定めのない事項については、その都度、県及び事業者が協議して定めることとする。

基本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

「移転業務」とは、要求水準書第 3 章 3 (7) ③に記載された業務をいう。

「開催業務」とは、要求水準書第 3 章 3 (7) ②アに記載された業務をいう。

「各業務」とは、事業統括管理業務、建築設計業務、工事監理業務、施工業務、競輪場維持管理業務・競輪場運営業務の総称をいう。

「企画提案書」とは、本事業の実施を担う民間事業者の募集及び選定手続において令和●年●月●日付けで事業者が県に提出した本事業の実施に関する企画提案書（その後の変更を含む。）をいう。

「競輪事業」とは、地方公共団体が自転車競技法の定めるところにより開催する競輪の施行に関する事業をいう。

「競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約」とは、県並びに競輪場運営事業者との間で締結する奈良県営競輪場再整備・運営事業に関する競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約書（同契約に関する各年度の年次契約書を含む。）をいう。

「競輪場維持管理業務・競輪場運営業務」とは、要求水準書第 3 章 3 (7) 及び 5 に記載された業務をいう。

「競輪場運営事業者」とは、本事業における事業統括管理業務、競輪場維持管理業務・運営業務を実施する企業である●●をいう。

「競輪場再整備業務」とは、建築設計業務、施工業務及び工事監理業務の総称をいう。

「競輪の運営に係る提案した事項に係る業務」とは、要求水準書第 3 章 3 (7) ②ウに記載された業務をいう。

「建設企業」とは、本事業における施工業務を実施する企業である●●をいう。

「建築設計業務」とは、要求水準書第 3 章 3 (4) に記載された業務をいう。

「工事監理企業」とは、本事業における工事監理業務を実施する企業をいう。

「工事監理業務」とは、要求水準書第3章3(5)に記載された業務をいう。

「公募資料等」とは、令和8年●月●日付奈良県営競輪場再整備・運營業務募集要項、要求水準書、[事業者選定基準]、再整備・運營業業契約(案)、設計施工共同企業体協定書(案)、競輪場維持管理業務・運營業務等共同企業体の構成に関する協定書(案)その他本事業の事業者選定手続において県が公表した資料(その後、本件提案提出時までに公表された修正を含む。)並びにこれらに関する質問回答書をいう。

「再整備・運營業業契約」とは、基本契約、設計施工一括請負契約及び競輪場維持管理業務・運營業務等委託契約を個別に又は総称していう。

「事業期間」とは、再整備・運營業業契約の本契約成立日から理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和17年3月31日のいずれか早い方の日までの期間をいう。

「事業統括管理業務」とは、要求水準書第3章2に記載された業務をいう。

「事業費」とは、本事業に係る費用(設計施工一括請負契約に記載された請負代金及び競輪場維持管理業務・運營業務等委託契約に記載された委託料を含む。)の総称をいう。

「事務業務」とは、要求水準書第3章3(7)②イに記載された業務をいう。

「施工業務」とは、要求水準書第3章3(6)に記載された業務をいう。

「設計企業」とは、本事業における建築設計業務を実施する企業である●●をいう。

「設計施工一括請負契約」とは、県及び設計施工JVとの間で締結する奈良県営競輪場再整備・運營業業に関する設計施工一括請負契約をいう。

「設計施工JV」とは、設計企業、建設企業及び工事監理企業が設計施工共同企業体協定書を締結することにより組成する設計施工共同企業体をいう。

「設備・什器・備品等の調達等」とは、要求水準書第3章3(7)④に記載された業務をいう。

「納付命令」とは、公正取引委員会が、独占禁止法第3条の規定に違反し、又は同法第8条第1項第1号の規定に違反した者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づいて行う課徴金の納付命令をいう。

「排除措置命令」とは、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が提案企業又は提案企業が含まれる事業者団体に対して行われたときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令）をいう。

「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

「付帯事業」とは、要求水準書第3章5に記載された業務をいう。

「法令等」とは、本事業を実施する場合に関連する法令、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。

「要求水準書」とは、令和●年●月●日付奈良県営競輪場再整備・運営事業要求水準書（添付資料並びに当該資料に関して県が回答した内容及びその後の変更を含む。）をいう。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 事業者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の保護の重要性を認識し、再整備・運営事業契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 事業者は、再整備・運営事業契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしはならない。再整備・運営事業契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 事業者は、再整備・運営事業契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 事業者は、県の指示がある場合を除き、再整備・運営事業契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は県の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失又は毀損の防止)

第5 事業者は、再整備・運営事業契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第6 事業者は、再整備・運営事業契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 事業者は、再整備・運営事業契約による業務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用され

る可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 事業者は、再整備・運営事業契約による業務を処理するために県から引き渡された個人情報記録された資料等を県の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 事業者は、県が承諾した場合を除き、再整備・運営事業契約による個人情報を取り扱う業務について、第三者にその取扱いを委託(以下「再委託」という。再委託の相手方が事業者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。)してはならない。

2 事業者は、前項の承諾を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、再整備・運営事業契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 前2項の規定は、2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合についても同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第9 事業者は、再整備・運営事業契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、派遣労働者に対して、再整備・運営事業契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 事業者は、県に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10 事業者は、再整備・運営事業契約による業務を処理するために、県から提供を受け、又は事業者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、再整備・運営事業契約の完了後、直ちに、県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第11 県は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及び再整備・運営事業契約の遵守状況について、事業者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、事業者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 12 事業者は、個人情報の漏えいその他の再整備・運営事業契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、県に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について県の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 13 事業者は、その責めに帰すべき事由により、再整備・運営事業契約による業務の処理に関し、県又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託若しくは再々委託等を行った先又は派遣労働者の責めに帰すべき事由により県又は第三者に損害を与えた場合についても同様とする。

2 県は、事業者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、再整備・運営事業契約の解除又は損害賠償の請求をすること。

日程表（事業日程）

項目	期間・時期
基本契約の締結 設計施工一括請負契約の締結 競輪場維持管理業務・運営業務等委託契約の締結	令和 8 年 8 月（仮契約） 令和 8 年 10 月（本契約）
事業統括管理業務	再整備・運営事業契約の本契約成立日 から 令和 17 年 3 月 31 日まで
競輪場再整備業務 （設計業務、工事監理業務、施工業務）	再整備・運営事業契約の本契約成立日 から 令和 12 年 3 月 31 日まで
競輪場維持管理業務・競輪場運営業務	再整備・運営事業契約の本契約成立か ら 令和 17 年 3 月 31 日まで
完成（競輪場再整備完了）・引渡し予定日	令和 12 年 3 月 31 日
競輪場維持管理業務・運営業務完了 （事業期間終了）	令和 17 年 3 月 31 日